



第29号 (昭和37年 4 月)

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事異動	3
総合情報	4
入学式	4
内地研究員の決定	5
(参考) 内地研究員制度実施要項	5
学位取得者	6
大学後援会の総会	6
日 誌	7
職員住所	8

関 係 法 令

政 令

- 第 142 号 予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令 37. 4. 9官報
- 第 144 号 国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令 37. 4.10 ♪

省 令

- 文部第17号 国立学校設置法施行規則の一部改正する省令 37. 4. 1官報号外
- ♪ 第19号 国立の学校における授業料その他費用に関する省令の一部を改正する省令 37. 4. 1 ♪
- ♪ 第21号 大学設置基準の一部を改正する省令 37. 4.18官報
- 大蔵第35号 日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令 37. 4.20 ♪
- ♪ 第46号 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令 37. 4.24 ♪

規 則

- 人事院 9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則 37. 4. 1官報号外
- ♪ 9-34 初任給調整手当の一部を改正する規則 37. 4. 1 ♪
- 会計検査院第2号 計算証明規則の一部を改正する規則 37. 4. 2官報
- 人事院 9-6 俸給の調整額の一部を改正する規則 37. 4.11 ♪
- ♪ 9-2 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則 37. 4.18 ♪
- ♪ 16-0 職員の災害補償の一部を改正する規則 37. 4.18 ♪
- ♪ 9-6 俸給の調整額の一部を改正する規則 37. 4.23 ♪
- ♪ 9-34 初任給調整手当の一部を改正する規則 37. 4.23 ♪

官庁報告

- 人事院 昭和37年度国家公務員採用試験実施計画 37. 4.10官報

学 内 規 程

富山大学寄宿寮規程

富山大学寄宿寮規程を評議会の議を経て次のように制定する。

昭和37年 4 月 27 日

富山大学長 横田 嘉 右 衛 門

- 第 1 条 寄宿寮は、学生が共同生活をとおして教養を高め、自治精神に基づき、規律ある社会性の発達を助長し、あわせて修学を容易ならしめることを目的とする。
- 第 2 条 本学に次の寄宿寮をおく。
青冥寮 思明寮 紫苑寮 遠久朶寮 仰嶽寮
- 第 3 条 青冥寮、思明寮、紫苑寮は学生部長、遠久朶寮および仰嶽寮はそれぞれ薬学部長および工学部長がこれを管理する。
2 学生部長は、各寮の連絡調整にあたる。
- 第 4 条 入寮を希望する者は、入寮しようとする寮の管理者に願い出て許可を受けなければならない。
2 前項の願い出があつた場合、管理者は修学上入寮を必要とする程度によつて公正に選考し入寮を許可する。
- 第 5 条 退寮を希望する者は、管理者に退寮を願い出なければならない。
2 退寮した者は、6 カ月以内に再入寮することはできない。

第6条 寮生の補導および寮運営の適正を図るため、学生部、薬学部および工学部に寮補導委員会をおく。

2 学生部寮補導委員会の規程は、別に定める。

3 薬学部および工学部の寮補導委員会の規程は当該学部で定める。

第7条 寮生で寮内の秩序をみだした場合、または寄宿料、食費等の滞納、病気その他の理由により寮生活を営むことが不相当であると認められた場合は、退寮させることがある。

第8条 寮生は、外来者を寮内に宿泊させてはならない。ただし、やむを得ない理由により宿泊させようとするときは、管理者に願い出て許可を受けなければならない。

第9条 寮生以外の者が寮の施設を利用する場合は、管理者に願い出て許可を受けなければならない。

第10条 寮生は、学則に定める寄宿料のほか、寮生活を営むに必要な経費を負担しなければならない。寮生が負担すべき経費の細目は別に定める。

第11条 寄宿寮の生活は、寮生の自治によつて自律的に規制するものとする。

2 寮生が寮自治規則を定めようとするときは、管理者に願い出て承認を受けなければならない。これを変更しようとするときもまた同じとする。

第12条 夏季休業、冬季休業、春季休業の期間において、特別の理由によつて残留しようとする者は、残留届を提出しなければならない。

第13条 寮生の在寮期間は、原則として入学後2カ年とする。

附 則

1 この規程は、昭和37年4月27日から実施し、昭和37年4月1日から適用する。ただし、第13条については昭和37年度入学生から適用する。

2 この規程の実施により文理学部寄宿寮規程（昭和26年10月15日制定）は、廃止する。

富山大学学生部寮補導委員会規程

富山大学学生部寮補導委員会規程を評議会の議を経て次のように制定する。

昭和37年4月27日

富山大学長 横田嘉右衛門

(名 称)

第1条 本委員会（以下「本会」という。）は、学生部寮補導委員会という。

(目 的)

第2条 本会は、学生部長の管理する寄宿寮の寮生の補導および寮運営の適正を図るため、次の各号にかかげる事項を審議し、かつ、補導する。

- 一 寮生の入退寮に関すること。

二 寮生の生活補導に関すること。

三 寮生の保健衛生に関すること。

四 寮の災害防止に関すること。

五 その他寮に関する必要な事項。

(構 成)

第3条 本会は、次の委員でこれを構成する。

一 学生部長

二 文理学部、教育学部および経済学部の教授、助教授および専任講師のうちから選出されたもの各2名ずつ

三 学生課長

四 厚生課長

2 前項第2号の委員に欠員を生じたときは、補欠委員を選出するものとする。

(委員の委嘱)

第4条 前条の委員は、学長が委嘱する。

(任 期)

第5条 第3条第1項第2号の委員の任期は、2カ年とする。

ただし、第3条第2項に規定する補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(議 事)

第6条 本会は、学生部長がこれを招集し議長となる。

2 学生部長が事故あるときは、その指名する委員がこれに代わる。

第7条 本会は、構成員の半数以上が出席しなければ開会することができない。議事は、出席者の過半数をもつて決する。

2 可否同数であるときは議長がこれを決する。

第8条 議事のてん末は、厚生係長がこれを記録する。

(寮生補導の分掌)

第9条 第3条第1項第2号の委員は、本会の定めるところに従つて、各寮を分掌して当該寮生の補導に当たる。

附 則

この規程は、昭和37年4月27日から実施し、昭和37年4月1日から適用する。

富山大学レクリエーション委員会規程の一部改正

富山大学レクリエーション委員会規程の一部を評議会の議を経て次のように改正する。

昭和37年4月27日

富山大学長 横田嘉右衛門

第3条 第1項第1号を次のように改める。

- 一 事務局長 各課長 各事務長 各課長補佐 事務長補佐

附則の次に次の附則を加える。

附 則 (昭和37年4月27日改正)

この規程(改正)は、昭和37年4月27日から実施する。

富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を評議会の議を経て次のように改正する。

昭和37年4月27日

富山大学長 横田 嘉右衛門

別表(1)工業化学科, 専攻科目中

「繊維工業化学 1」を「繊維工業化学 2」に、

「油脂工業化学 2」を「油脂工業化学 3」に
改め、

「工業化学計算 3」の上に「醗酵化学 4」
を加える。

附則の次に次の附則を加える。

附 則 (昭和37年4月27日改正)

この規程(改正)は、昭和37年4月27日から実施し、昭和37年4月17日から適用する。

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 庁
	神 野 璋一郎	文部教官(経済学部教授)に採用する。	37. 4. 1	文 部 省
	中 川 巖	事務員(工学部)に採用する。	〃	富山大学
	森 谷 義 一	〃	〃	〃
	長谷川 清	技術員(工学部)に採用する。	〃	〃
	吉 井 英 一	文部教官(薬学部講師)に採用する。	〃	〃
	根 井 仁三郎	文部教官(工学部講師)に採用する。	〃	〃
	野 村 敬 一	文部教官(薬学部助手)に採用する。	〃	〃
助 (文 理 学 部) 教 授	坂 口 雅 一	新潟大学に出向させる。	〃	〃
(〃)	小 松 寿義雄	信州大学教授に昇任させる。	〃	文 部 省
	形 川 恵	文部教官(附属中学校教諭)に採用する。	〃	富山大学
助 教 授 (工 学 部)	齊 藤 金 一	防衛庁に出向させる。	〃	文 部 省
(〃)	酒 井 信 之	新潟大学教授に昇任させる。	〃	〃
教 授 (薬 学 部)	中 沖 太七郎	昭和37年3月31日限り停年により退職した。	〃	〃
	島 崎 長一郎	文部教官(工学部助手)に採用する。	〃	富山大学
	北 川 泰 郎	文部教官(工学部助手)に採用する。	〃	〃
	高 田 利枝子	文部教官(附属小学校教諭)に採用する。	〃	〃
	下 川 浩 一	〃, (経営短期大学部助手)に採用する。	〃	富山大学経営短期大学部
助 教 授 (文 理 学 部)	川 瀬 義 之	教授に昇任させる。	〃	文 部 省
助 (経営短期大学部) 手	田 村 茂 夫	講師に昇任させる。	〃	富山大学経営短期大学部
(〃)	飯 田 修 三	〃	〃	〃
	成 瀬 久美子	事務員(工学部)に採用する。	〃	富山大学
	宮 原 竜 郎	教務員(薬学部)に採用する。	〃	〃
助 (経営短期大学部) 手	泰 地 靖 弘	講師に昇任させる。	〃	富山大学経営短期大学部
(〃) (文 理 学 部)	上 野 英 雄	講師に昇任させる。	〃	富山大学
事 務 補 佐 員	中 田 蘆 和	事務員(文理学部)に採用する。	〃	〃

事務補佐員	佐伯光雄	事務員(薬学部)に採用する。	37. 4. 1	富山大学
用務員 (文理学部)	赤祖父松輔	警務員(会計課)に配置換する。	〃	〃
(〃)	高見茂義	〃	〃	〃
(〃)	佐藤恵作	〃	〃	〃
	朝野武美	教員務(文理学部)に採用する。	〃	〃
電話交換手 (経済学部)	大場文子	庶務課に配置換する。	37. 4. 16	〃
〃	沖タミ子	〃	〃	〃
〃	高安芳枝	〃	〃	〃
〃	山本侑子	〃	〃	〃
文部事務官 (経済学部)	野上文雄	国家公務員法第79条第1号により休職を命ずる。 昭和37年10月17日まで	37. 4. 17	〃
事務員 (教育学部)	松永泰三	辞職を承認する。	37. 4. 30	〃
用務員 (〃)	藤井清次郎	〃	〃	〃
文部事務官 (附属図書館 薬学部分館長)	村上清造	〃	〃	文部省
事務補佐員 (文理学部)	河原健三	〃	〃	富山大学

総合情報

入学式

37年度入学式は、恒例のとおり4月10日(火)黒田講堂で挙行された。定例10時開式の宣言に次いで、学長から次に掲げる告辞が行なわれた。

これに対し新入学生代表経済学部山本光雄君の答辞が行なわれた。父兄の臨場は年々増してきているが、当日は地鉄、各タクシーのストにも拘らず、予め設けた席を遙かに超えて、職員席や学生の席に割り込むのみならず、立つ人も多かつた。

学長告辞

本日ここに入学式を行い本学第14回生として新たに677名の諸君と経営短期大学部第4回生として69名の諸君および経営短期大学部第2年編入の9名の諸君をお迎えいたしました。烈しい競走試験の難関を突破して、しかも潑刺として入学せられた諸君を心から歓迎いたしますとともに御子弟の晴れの入学に対し父兄の皆様にお喜びを申し上げます。

この入学式は申すまでもなく、言わば師弟の固めの式であり今日以後永く切つてもきれないかたいきづなに結ばれた記念すべき日であり、めでたい内にも身も心も引き締る思いがいたします

諸君にはこの後本学学生としての心得等について学生部

長さんから又、一般教育の履修、各学部及び経営短期大学部の専門コースの履修等について明、明後日にわたり各学部長、短大主事の諸先生から種々御話がありますのでよく聞いて頂く事にして私はここに二、三、一般的な身近な事柄について御話をいたしたいと思ひます。

先づ第一に本学学生として自分の大学の沿革をよく知つておいて頂く事で県外よりも大勢入学しておられるので、特に認識を深めてもらいたいと思ひます。

本学は昭和24年5月法律第150号による国立学校設置法に基いて所謂学制の改革により県内の5つの高等専門学校即ち富山高等学校、富山師範学校、青年師範学校、富山薬学専門学校及び高岡工業専門学校を基盤として文理学部、教育学部、薬学部、及び工学部の四学部を以つて発足いたしました。次で昭和28年8月に文理学部内の社会学科が経済学部として独立いたし爾来5学部をもつ大学として今日に及んでおります。

大学の基盤となつた旧高等専門学校について少しく申せば富山高等学校は39年の歴史をもち富山師範学校は実に90年の長い歴史に栄え青年師範学校は26年、経済学部は高岡高等商業学校の流れをくみ38年の歳月を経ており、富山薬専は70年、高岡工業専門学校は18年の経過をもつ、いづれも古い伝統をもつものであります。

これらの旧高専県立より国立に移換されたもの或は直ちに国立として発足したものとありますが、いずれも地元熱心な要望と絶大な支援により誕生したものであり、その上大学転換に際しては県市につくられた大学設置期成会から全国にもその例を見ない程の物心両面の援助を受けて

おり、更に分散していた学部のこの地元の集中計画も県市の援助のもとに着々進行しております。新制大学として本学は既に5学部を有し、その中4学部が1カ所に集中することができる事は修学の上に教授研究の上に非常に便利が得られる訳で、以上数々の恩恵を諸君によく理解してもらい、縁あつて本学に学ばれるに当り地元に対し断えず感謝の念をもたれる事を望みます。

第2に学修に対する心のかまえについて申しますが、諸君は充分考慮の上、自分の適性に依りそれぞれ専門のコースを選ばれたものと信じますが、いずれの道も本学の科目はむづかしくこれに取り組んで興味をもつという段階に達する事は容易ではありません。自分だけがむづかしく思うのかと悩むのは古い私共の体験からもわかりますが、これは自分だけでなく大学生として一度は必ずつき当る問題と思ひますのでこれに勇気を挫く事なく自分の選んだ道を自分の責任において自分のものにされる事を望みます。先生方は曾つて長く学修生活の経験をつみ、更に教育に當つておられる方々ばかりで学生生活の表裏を充分御存じであります。時にはきびしく、時には温かに諸君を指導されましよう。然しここで大事な事は先生方に積極的につき當つてゆく気概であります。相撲にたとえと先生方は幕内の役力士であり、諸君のためにいつでも胸を肩をかし、決して裏手を使う事なく正面から稽古台になられましよう。諸君は新入りの弟子として渾身の力で打ち當つていかれる事が大学生としての自主的学修態度と申せましよう。大学の学修は他より強いられるのではなく自分で刈り取らんとするたくましい気力が最も大事と思ひますのでこの事を提案いたします。

第3に学校で定められた正規の時間外の時間の活用についてであります。1日の課業が終わればあとはスポーツ、娯楽、読書、アルバイト等種々あると思ひますが苟くも大学生である以上諸君の自由時間の大半は常習的に勉学自修に向けられるべきと思ひます。大学の講義はたとえば1時間に対し相当の準備時間が配慮されておりますが、この準備時間は各自の自習に俟つものであります。

各自の自由な持ち時間をよく整頓せられる事になり諸君の健康にも影響が大きくいつも健康で学修に精進できる事は大学生として最大のよろこびであると思ひます。諸君の自由な時間の活用を望みます。

第4に大学の一般教育についてであります。申すまでもなく新制大学の最大の特徴はこの一般教育制度であり最高の専門教育を受ける人々の円満な人格形成に役立たせるもので、これは知識として覚えるだけでなく身につけるものであります。覚えたものは忘れる事があましようが身につけたものは拭いさる事ができません。一般教育又は一般教養は実にかようなもので所謂実践的につとめてわがものとされる事を望みます。

最後に総合大学のよさであります。全国から風習の異

るしかも専門を異にした諸君が集つてこられる関係上その交友においてお互に多くの点で学びあえる事で人間完成に対し裨益するところ非常に大であります。大学時代にむすばれた友情は最も固く将来につながるものである事は私共の体験からもハツキリ申せまします。

良き先生のもとに良き友とともに骨の折れる大学履修期間をつとめて楽しくおられる事を入学の当初において切に望みます。

以上所懐をのべて告辞といたします。

昭和37年度内地研究員の決定

本年度内地研究員は、かねて推せん申請中であつたが、次の3教官が決定した。

経済学部

助教授 淡路憲治(商業政策, 社会政策)
研究期間 昭.37. 9. 1~38. 2.28 (6ヵ月)
研究場所 東京大学経済学部
研究題目 「独占段階における商業政策の役割」
研究指導者 教授 武田隆夫

教育学部

講師 藤谷喜久子(家庭, 食品, 栄養学)
研究期間 昭.37.5.7~38 3. 6 (10ヵ月)
研究場所 お茶の水女子大学家政学部
研究題目 「魚類の保蔵に関する研究」
研究指導者 教授 稲垣長与

経営短期大学部

講師 長砂実(工業政策)
研究期間 昭.37. 9. 1~38. 2.28 (6ヵ月)
研究場所 京都大学経済学部
研究題目 「工業における内部構造の変化に関する研究」
研究指導者 教授 豊崎稔

(参考) 内地研究員制度実施要項 (大臣裁定 昭.37.3)

第1(目的) この制度は、国立学校の教員に対し、勤務場所をはなれてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とする。

第2(資格) 内地研究員の資格は、国立大学及び国立短期大学の助教授、常勤講師および助手とする。ただし、講座制を設ける学部または附置研究所に所属する者を除く。

第3(員数) 内地研究員の員数は、毎年度、国立大学にあつては1の学部または分校につき1人とし、国立短期大学にあつては1校につき1人とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの員数を増加し、または減少することができる。

第4(研究期間) 内地研究員の研究期間は、国立大学の教員にあつては、教官研究費の区分により、実験系の教員

は10か月、非実験系の教員は6か月とし、国立短期大学の教員にあつては6か月とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長し、または短縮することができる。

第5（研究方法）内地研究員は、その所属する学校（以下「派遣学校」という。）以外の1の国立大学（特別の事情がある場合は、国立大学以外の大学、研究所、その他の研究機関とすることができるものとし、（以下「受け入れ機関」という。）において指導教授等の指導のもとに、当該受け入れ機関の施設、設備を利用研究に従事するものとする。

第6（受け入れ機関との交渉）派遣学校の長は、受け入れ機関の長に対し、あらかじめ別に定める内地研究員受入依頼書により内地研究員の受け入れを依頼し、その承諾を得なければならない。

第7（候補生の推薦）派遣学校の長は、別に定める内地研究員調査2通および受け入れ機関の長の承諾書の写を添えて、所定数の候補者を大学学術局長に推薦するものとする。

第8（決定）大学学術局長は、派遣学校の長の推薦した者のうちから内地研究員を決定し、その旨派遣学校の長および受け入れ機関の長に通知する。

第9（旅費）内地研究員に対しては、次に掲げる旅費を支給するものとする。

- (1) 勤務場所からの旅行が行程8軒以上16軒未満の場合または引き続き5時間以上8時間未満の場合は、研究期間中の日数（日曜、休日および年末年始の特別休暇を除く。）に応じ1日につき55円の日額旅費
- (2) 勤務場所からの旅行が16軒以上の場合または引き続き8時間以上の場合は、研究期間中の日数（日曜、休日および年末年始の特別休暇を除く。）に応じ1日につき80円の日額旅費
- (3) 目的地到着後、研究期間中下宿等に宿泊を要する場合は、在勤地から目的地までの2等または下級の鉄道賃（同等級の急行または準急料金を含む。）、船賃および車賃ならびに研究期間中の日数に応じ1日につき400円の日額旅費

第10（研究費）内地研究員の受け入れ機関が国立大学または国立短期大学である場合は、内地研究員の研究費として、派遣学校の教官研究費から次に掲げる額を受け入れ機関の教官研究費へ振り替えるものとする。

職 種	教官研究費の区分	
	実 験 系	非 実 験 系
助 教 授	月額 10,000円	月額 3,000円
講 師	月額 6,000円	月額 2,000円
助 手	月額 3,000円	月額 1,000円

2 派遣学校の長は、内地研究員の研究内容により、教官研究費の振り替えについて前項によりがたいと認めるときは、あらかじめ受け入れ機関の長と協議して振り替えるべき額を別に決定することができる。

第11（研究の開始）内地研究員は、研究開始の日までに研究場所に到着するものとし、研究開始の日別に定める研究開始届を派遣学校の長および大学学術局長あて提出しなければならない。

第12（研究の中断）内地研究員は、研究期間中、研究を中断したときは、ただちにその理由を付して、派遣学校の長に報告しなければならない。報告を受けた派遣学校の長は大学学術局長あてその旨報告するものとする。

2 前項の場合には、中断期間中、第9に定める日額旅費は支給しないものとする。

第13（研究の中止）派遣学校の長は、内地研究員の研究期間中において、研究の中止を必要と認めた場合には、あらかじめ大学学術局長に申し出なければならない。

2 大学学術局長は、前項の申し出により研究の中止を決定したときは、その旨派遣学校の長および受け入れ機関の長に通知するものとする。

第14（研究の終了）内地研究員は、研究が終了したときはただちに別に定める研究終了届および研究成果報告書を派遣学校の長および大学学術局長に提出しなければならない。

（附 則）

- 1 この要項は、昭和37年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、国立高等学校の教員に対しては、特別の事情がある場合に限り本制度を適用することができるものとし、この場合における内地研究員の研究費は別に定める。

学 位 取 得 者

取得者 経済学部教授 内田 穰 吉
 取得学位 経済学博士
 取得年月日 昭和37年1月14日（論文通過日）
 学位論文 “戦後日本独占資本主義史論”
 提出大学 九州大学
 論文主査 教授 吉村正晴

大 学 後 援 会 の 総 会

ことは、例年とこと変わり、この総会が、入学式と同日の4月10日に一挙開催された。即ち、午前は入学式、午后は総会という訳である。こうした試みは、父兄が二つの行事に同日出席できるという一石二鳥の狙いがあつたろう。しかし、この日地鉄やタクシーのストがあつて足を奪われたにも拘らず、入学式に列席の父兄が多かつたのに、式後

残つて総会に出席した人は意外に少なく60人そこそこであつた。

へき頭、例により山森副会長の挨拶があつたが、そのうちで注目すべき発言があつた。それは、「文理学部は移転を実施し、薬学部も明年移転する。この二つを加えて集中を完了した富山大学は、その外容において、他の大学にひけをとらないものとなるであろう。そうなればその内容もこれにふさわしい実を備えなければならない。その第一の条件は、なにより教授陣の強化である。それがためには、中央から優秀な教官を招くことが喫緊事である。その受け入れ条件は、何んといつてもよき宿舎を提供することであろう。しかし、これが建設の財源を国に求むることは期待し得ない。

そこで、私としては、将来後援会を拡充して財団法人とし、かかる宿舎の設営に一役買いたい構想をもっている。」というものであつた。

これについて、田中事務局長から特に集中建設を終えた文理学部校舎に重点をおいた、過去一年の大学の概況について報告があり、次いで佐々木学生部長からも学生の動静について報告があつた。このあと、昭和36年度の事業報告、昭和36年度決算報告、会則の一部改正、昭和37年度予算審議など、次々と承認議決して、最後に役員改選を行なつた。この間名誉会長として最初の横田学長の挨拶があつて閉会した。

日 誌

本 部

- 4月2日 後援会役員会
- 5日 生協食堂開店
- 6日 建築委員会
- 9日 学部長懇談会
- 10日 入学式
後援会総会
- 12日 事務協議会
- 18日 アジア財団リントレイ・S.スローン氏来学
- 19日 同氏と各学部教官との懇談会
- 20日 認定講習委員会
生協設立総会
- 27日 評議会
学部長懇談会

文 理 学 部

- 4月5日 人事教授会
- 9日 学部移転祝賀招待会

- 11日 人事教授会
- 13日 前期授業開始
- 14日 学部移転内祝
- 24日 人事教授会
- 25日 学部教授会
- 25日 レントゲン間接撮影実施
- 27日 〃

教 育 学 部

- 4月2日 人事教授会
- 3日 職業補導委員会
- 11日 新入学生オリエンテーション
教授会
- 13日 人事教授会
- 18日 教務委員会
- 30日 人事教授会、職業補導委員会

経 済 学 部

- 4月10日 職業補導委員会
- 11日 新入学生オリエンテーション、健康診断
- 12日 前期授業開始、教務委員会、教授会（第1回）
- 19日 学部補導委員会
- 21日 全労議長滝田実氏講演会「現下の労働問題」
- 24日 職業補導委員会、定期健診（内診、計測）
- 25日 就職懇談会（学生、父兄対象）
- 26日 教務委員会、教授会（第2回）
- 28日 インターゼミ中部ブロック会議
- 30日 定期健診（間接撮影）

薬 学 部

- 4月1日 志甫教授、薬学部長に就任
- 6日 日本薬学会大会（於神奈川大学、8日まで）
- 10日 入学式
- 11日 新入学生オリエンテーション、健康診断
- 12日 人事教授会、前期授業開始
- 13日 教授会
- 18日 教授会
- 19日 ワンダーフォーゲル部写真展（23日まで）
- 20日 教授会
- 21日 新入学生歓迎会（薬友会主催）
- 24日 3年次学生追再試験（5月1日まで）
- 25日 人事教授会、教授会

工 学 部

- 4月11日 新入学生のオリエンテーション及び健康診断
- 18日 庶務係長会議
- 19日 本省田中施設部長他来部施設視察

経営短期大学部

- 4月2日 昭和37年度入学許可者選考委員会
- 3日 入学試験合格者発表
- 10日 第4回入学式
- 11日 入学者歓迎会、専任教官会議（第1回）
- 12日 学生定期健康診断
- 13日 前学期授業開始
- 16日 学生レントゲン検査
- 26日 専任教官会議（第2回）
- 30日 専任教官会議（第3回）

職 員 住 所

新 任 者

文理学部
教 務 員 朝野 武美

教育学部
附中教諭 形川 恵
〃 高田利枝子

経済学部
教 授 神野肇一郎

薬学部
講 師 吉井 英一
助 手 野村 敬一
教 務 員 宮原 竜郎

工学部
講 師 根井仁三郎
助 手 島崎長一郎
〃 北川 泰郎
事 務 員 中川 巖
〃 森谷 義一
〃 成瀬久美子

技術員 長谷川 清
短期大学部
助 手 下川 浩一

変 更

事務局
事 務 官 永森 俊夫

文理学部
講 師 山口 博
助 手 日南田俊二

〃 松井 巖
技 官 島 脩三

教育学部
技 官 結城 善之
事 務 員 永森 寿子

工学部
教 授 長元亀久男

発行 昭和37年11月1日

印刷 昭和印刷株式会社